

警察本部長

〔沿革〕 平成4年7月例規(警)第36号
平成16年3月例規(警)第21号

平成10年3月例規(警)第11号

各部長・参事官・所属長

千葉県警察の装備に関する訓令(昭和39年本部訓令第16号)第9条第3項の規定により、みだしの要綱を次のとおり制定し、平成2年10月16日から実施することとしたので、効果的な運営に努められたい。

記

千葉県警察装備開発改善専門部会等運営要綱

(千葉県警察装備開発改善専門部会)

- 第1 千葉県警察装備開発改善専門部会(以下「専門部会」という。)は、警察装備の開発、改善に関し、千葉県警察装備委員会(以下「委員会」という。)において審議決定された事項、自ら必要と認めた事項及び千葉県警察装備開発改善研究部会(以下「研究部会」という。)から報告された事項により受理した要望、提案等のうち、警察装備に関する事項について、調査、研究、試作、実験、使用効果の測定、改善等に当たるものとする。
- 2 各部(総務部及び警務部を除く。)及び成田国際空港警備隊(以下「空港警備隊」という。)に、それぞれ次のとおり専門部会を設置するものとする。
 - (1) 生活安全部に「生活安全装備専門部会」を設置する。
 - (2) 地域部に「地域装備専門部会」を設置する。
 - (3) 刑事部に「刑事装備専門部会」を設置する。
 - (4) 交通部に「交通装備専門部会」を設置する。
 - (5) 警備部に「警備装備専門部会」を設置する。
 - (6) 空港警備隊に「空港装備専門部会」を設置する。
- 3 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会長は各部長(空港警備隊にあっては空港警備隊長)を、部会員は部会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、その議事を主宰する。
- 5 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者に対し、専門部会への出席を求めることができる。
- 6 専門部会の庶務は、各庶務担当課(空港装備専門部会にあっては、空港警備隊装備課)が行い、専門部会における審議等の結果については、警察装備開発改善専門部会会議録(別記様式第1)に記録し、警察装備の開発、改善に有効と認めた事項については、当該会議録の写しをもって、千葉県警察装備委員会幹事会(以下「幹事会」という。)に報告するものとする。

(研究部会)

- 第2 研究部会は、警察装備について、現場における開発、改善の必要性を把握し、問題点等の審議、検討に当たるものとする。
 - 2 研究部会は、部会長及び部会員をもって組織し、部会長は署長を、部会員は署長が指名するものをもって充てる。
 - 3 研究部会は、月1回以上開催するものとする。
 - 4 部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者に対し、研究部会への出席を求めることができる。
 - 5 研究部会の庶務は、署警務課において行い、研究部会における審議等の結果については、警察装備開発改善研究部会会議録(別記様式第2)に記録し、当該会議録の写しをもって、関係専門部会に報告するものとする。

(プロジェクトチーム)

- 第3 千葉県警察装備委員会委員長(以下「委員長」という。)又は、専門部会長は、必要によりプロジェクトチームを設置し、緊急を要する開発、改善事項を迅速に処理するものとする。

2 プロジェクトチームは、チームリーダー及びチームメンバーをもって組織し、その業務内容が県本部の単一の部に属するときは、関係専門部会長の指名する者をもって、業務内容が複数の部にわたるときは、千葉県警察装備委員会副委員長（以下「副委員長」という。）が関係専門部会長と協議した上、委員長の承認を得て指名する者をもって充てるものとする。

3 プロジェクトチームの庶務は、チームリーダーが属する所属が行い、業務実施状況は、随時、副委員長又は専門部会長に報告するものとする。

4 前記3の報告を受けたもののうち、重要なものについては、迅速に委員会に報告しなければならない。

（開発改善提案）

第4 職員は、警察装備の開発、改善に資する意見、情報を積極的に専門部会、研究部会又はプロジェクトチームに口頭又は文書で提案するものとする。

2 文書による提案等については、警察装備開発改善提案書（別記様式第3）によるものとする。

3 前記2の提案等を受理した専門部会、研究部会又はプロジェクトチームは、迅速、誠実に処理し、審議等の結果、警察運営上特に効果があると認められるときは、試作品の製作等所要の措置を講じるとともに、提案者に処理結果を連絡するものとする。

（賞揚）

第5 提案等のうち、警察装備の開発、改善について、功労があると認められるものについては、委員長、専門部会長又は研究部会長は、これを積極的に賞揚するものとする。

（警察装備開発改善コンクール）

第6 委員長は、警察装備の開発、改善について、組織的に取り組み、かつ、職員の士気高揚を図るため、年1回警察装備開発改善コンクール（以下「開発改善コンクール」という。）を開催するものとする。

2 委員長は、開発改善コンクールにおいて、警察運営上特に有効な作品については、これを賞揚するものとする。

（庶務責任者の任務）

第7 委員会庶務責任者は総務部装備課長とし、委員会の審議に必要な企画、調査、資料収集等の諸業務に当たるほか、各専門部会、研究部会及びプロジェクトチームと連絡を密にしなければならない。

2 庶務責任者は、都道府県警察、県下各所属等で新たに開発、改善した警察装備についての資料、企業等が開発した新技術等についての公刊資料等を収集整備し、大学、企業等部外機関との協力開発を積極的に推進しなければならない。

（報告）

第8 各所属長（鑑識課長を除く。）は、特に緊急を要するものを除き、試作を伴うものについては、毎年6月末日までに警察装備開発改善計画（別記様式第4）をもって、幹事会に報告するものとする。

以下様式省略